



第4編 計画推進に向けて

第1章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、障がい者団体の代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所、医療・福祉・教育関係者等で構成される「西条市障がい者自立支援協議会」において、在宅サービス、通所サービス、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換をし、各施策の進捗状況の定期的な把握を図るとともに、計画の着実な推進に努めます。

2. 専門従事者の育成・確保

県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障がい者福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の確保に努めます。とりわけ、障がい者の健康維持、機能回復、生活支援に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士、医療福祉士、訪問介護員等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催等を通じて、障がい者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

3. 行政職員の資質向上

複雑・多様化する施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第2章 計画の点検及び評価

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画における施策の取り組み状況、サービス見込み量や数値目標の達成状況については、「西条市障がい者自立支援協議会」に報告し、検証、評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策に対する助言や提言をいただきます。